

初等中等教育分科会の審議状況について

○今後の高等学校教育の在り方について

→ 平成23年9月 初等中等教育分科会に審議要請

これを受け、初等中等教育分科会の下に高等学校教育部会を設置。同年11月より、これまで11回にわたって、「生徒一人一人の能力・適性等や卒業後の進路に対応した高校教育の在り方」、「高校教育での生徒の学力をどのように保証するか」等について審議を実施。

第11回の部会（8月10日開催）において、これまでの意見を踏まえた「課題の整理と検討の視点」を取りまとめ。（別添参照）

課題の整理と検討の視点

目 次

1. 高等学校教育の現状	1
(1) 高等学校教育の目的・目標	
(2) 高等学校の現状等（中学校卒業者の現状を含む）	
2. 高等学校教育の課題	5
3. 高等学校教育に期待されるもの	6
4. 今後の施策の方向性	9
5. 高等学校教育の質保証	13
6. 各種の振興方策（検討事項例）	16
7. 高等学校と大学との接続	20

1. 高等学校教育の現状

(1) 高等学校教育の目的・目標

- 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育や専門教育を施すことを目的としている（学校教育法第50条）。また、その目標は、
- ・義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと
 - ・社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること
 - ・個性の確立に努めるとともに、社会について広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと
- とされている（学校教育法第51条）。

15

- また、その卒業は、大学等の高等教育機関への入学に必要な基礎資格となるとともに、様々な職業分野における資格試験において受検に必要な基礎資格となっている。
- 高等学校においては、上記のような目的・目標を踏まえ、各学校における各教科・科目に関する教育活動や特別活動、総合的な学習の時間、学校外活動などを通じて、その実現を目指している。

20

(2) 高等学校の現状等（中学校卒業者の現状を含む）

25 （高等学校の現状）

- 今日の高等学校は、それぞれの学校ごとに入学者選抜が実施されているものの、全体としては中学校卒業後の生徒の約98%が進学しており、その結果、生徒の興味・関心、能力・適性、進路等は極めて多様となっている。
- 例えば、学力面については、極めて高い能力を有している者がいる反面、小学校及び中学校での学習内容を十分に修得していない生徒も少なからず見られる状態となっている。また、学校外での学習時間については、義務教育段階では減少傾向は底を打ち伸びに転じているが、高等学校段階では依然として減少しており、学習意欲も減退している。特に学力中間層の高校生の学習時間は大きく減少しており、このことにより大学における補習学修等が増加しているとの指摘もある。
- また、高等学校を中途退学する生徒は少しずつ減少してきてはいるものの、依然と

35

して5万人を超えている。

- こうした状況の中で、特に普通科の高等学校は、大多数の保護者や生徒の進路希望が大学進学であるため、大学入試に大きな影響を受け、その準備のための教育に偏りがちとなり、学校教育法に規定する高等学校教育の目標の達成等を軽んじる嫌いがあるとの指摘がある。
 - 他方、職業学科の高等学校は、将来の職業に対する目的意識を持たせる教育を通じて、主体性や自立心が育まれ、卒業者に対する産業界からの評価が比較的高くなって
- 10
- このほか、近年の日本経済は、平成19年から景気後退過程に入り、その後、世界的な景気後退の影響を受けて雇用情勢は急速に悪化したが、平成21年後半からは輸出や生産の回復が雇用情勢の改善にも波及し、持ち直しの動きがみられるものの、
- 15
- このほか、近年の日本経済は、平成19年から景気後退過程に入り、その後、世界的な景気後退の影響を受けて雇用情勢は急速に悪化したが、平成21年後半からは輸出や生産の回復が雇用情勢の改善にも波及し、持ち直しの動きがみられるものの、近年の高校新卒者の求人倍率は1.3倍前後と、就職に係る高校生を取り巻く現状は、依然として厳しい状況にある。
- また、高度経済時代の生産を支えた技術・技能人材について、技術・技能人材の年齢構成がベテラン中心となっている中小企業では、技術・技能を継承すべき若手人材
- 20
- また、高度経済時代の生産を支えた技術・技能人材について、技術・技能人材の年齢構成がベテラン中心となっている中小企業では、技術・技能を継承すべき若手人材の確保ができていないことにより、技術・技能の承継がうまくいっていないとも考えられ、後継者育成が喫緊の課題である。

(いわゆる「適格者主義」について)

- 高等学校におけるいわゆる「適格者主義」については、高等学校進学率が約67%であった昭和38年の「公立高等学校入学者選抜要項」(初等中等教育局長通知)において、「高等学校の教育課程を履修できる見込みのない者をも入学させることは適当ではない」とした上で、「高等学校の入学者の選抜は、……高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行なうものとする」とする考え方を採っていた。
- 25
- しかしながら、その後、進学率が94%に達した昭和59年の「公立高等学校の入学者選抜について」(初等中等教育局長通知)においては、「高等学校の入学者選抜は、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う」として、高等学校の入学者選抜は、飽くまで設置者及び学校の責任と判断で行うものであることを明確にし、一律に高等学校教育を受けるに足る能力・適性を有することを前提とする考え方を採らないことを明らかにした。
- 30
- これを踏まえ、平成11年の中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」においては、「今後、このような趣旨が更に徹底され、後期中等教
- 35

育機関への進学希望者を盲・聾・養護学校高等部も含めた後期中等教育機関全体で受け入れられるよう適切な受験機会の提供や、高等学校の整備、盲・聾・養護学校の高等部の整備などの条件整備に努める必要がある。」と指摘されている。

- 5 ○ また、平成22年度から公立高等学校の授業料無償化及び就学支援金制度が創設されたが、この制度は、高等学校への進学者が98%に達し、国民的な教育機関として位置付けられていることにかんがみ、その教育に係る費用について、社会全体で負担することにより、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある生徒の後期中等教育段階の学びを支援することを目的として実施されている。

10

(これまでの改革と成果)

- 高等学校は、所定の教育課程を履修し、目標に関して一定の成果を上げて必要な単位を修得することにより卒業を認める単位制を採用しつつ、各学年の課程の修了認定を行う学年制を併用している。昭和62年の臨時教育審議会答申「教育改革に関する
15 第四次答申」において、「学習者の希望、学習歴、生活環境などに応じて高等学校の教育が容易に受けられるようにするため、個別的な教科・科目の単位取得の認定、単位の累積加算により卒業資格の認定を行う新しいタイプの高等学校(単位制高等学校)を設置できるようにする」と提言されたことを受け、昭和63年に学年制によらない単位制高等学校制度が創設され、定時制・通信制課程に導入された。

20

- 更に、平成3年の中央教育審議会答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」においては、「生徒の実態に対応し、できる限り幅広く柔軟な教育を実施することが必要」との基本的な考え方に基づいて、総合学科の創設や学校間連携、学校外学修の単位認定制度の拡充、学年制によらない単位制高等学校を全日制課程にも
25 拡大することなどが提言され、こうした提言が着実に実現されるとともに、中高一貫教育校制度の導入等、生徒の多様化に対応するための様々な施策が推進されてきた。

- また、各都道府県では、高校教育改革のための計画を策定し、地域の実情に応じた独自の取組がなされ、例えば、学力向上のための取組や不登校・中退経験のある生徒
30 に対する重点的な支援、基礎・基本の定着のための取組等を始めとして、多様な生徒の実情に応じた特色ある改革が推進されている。

- その結果、総合学科を設置する学校数や中高一貫教育校の数は年々増加し、学校外学修の単位認定も多くの学校において活用されている。生徒がそれぞれの興味・関心、
35 能力・適性、進路等に応じて、新しいタイプの高等学校など多様な内容・方法で学ぶことができる取組を進めてきており、生徒が自らの学びを進めるに当たって選択の機会が拡大してきている。

- ただし、総合学科については、生徒の個性を生かした主体的な選択による学習を可能とするために多様な科目を設置しているものの、生徒が目的意識や将来の進路への自覚を持っていないため主体的な科目選択を行わせることが難しい、教員数が十分ではないため、多様な教科・科目を開設することが難しいといった課題も指摘されている。
- 5
- このほか、教育内容については、完全学校週5日制の実施等に伴い、平成11年改訂により卒業までに修得すべき単位数を減じるとともに、必履修教科・科目の単位数を削減し、選択教科・科目の割合を高めるといった弾力化が図られてきている。また、
- 10 特に通信制課程においては、学校外の場所を活用した面接指導の実施など、多様な学習形態による教育が行われている。
- これらにより、生徒の多様な学習ニーズに応えることが可能となったが、生徒の多様化への対応が進むことで、生徒の発達段階や学校教育体系の中での小・中学校教育との関係等も踏まえ、高等学校教育として共通に求められるものは何かという視点が
- 15 弱くなっているとの指摘がある。

2. 高等学校教育の課題

- 高等学校教育においては、このように生徒の学びについての選択の機会を広げてきたにもかかわらず、様々な課題が指摘されており、例えば、高等学校教育全体を通じて、将来の進路等との関連を意識して学びに取り組む態度や、社会の一員として求められる意識・態度の育成、また、特に学習時間の減少に指摘される学習意欲の減退が課題となっている。
- また、この時期の生徒は、家族や友人との人間関係をはじめ、自己の進路、将来の生き方などの青年期特有の問題に直面することとなるため、こうした青年期の生徒が、自己を見つめながら自我を確立し、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、人間性を豊かに育むことができる教育の実施も必要になっている。
- 更に、進学率の向上と多様化の進展により「高等学校」として一括りに現状を分析したり課題を捉えたりすることが困難になっており、職業との関連が深く実践的な教育を行う専門学科では、産業構造の変化や技術革新・情報化等により必要とされる専門的な知識・技能が拡大・高度化していたり、生徒の7割を占める普通科でも、生徒の興味・関心、能力・適性が義務教育段階よりさらに多様化していることから、それぞれの課題は異なっている。
- 例えば、生徒の進路に着目すると、その特徴に応じて、具体的には以下のような課題が見られ、このような生徒の多少により、各学校の課題も異なっている。
- 選抜性の強い大学へ進学する生徒
 - ・学習内容の受験対策への偏り
 - ・優れた才能を伸ばす教育を受ける機会の不足
 - ・グローバル化に対応した人材育成の観点の不足 等
 - 選抜性の強くない大学へ進学したり専門学校へ進学したりする生徒
 - ・大学入試の選抜機能が低下したこと等に伴う学習時間の不足
 - ・将来の職業生活等を念頭に置いた教育を受ける機会の不足 等
 - 就職する生徒
 - ・社会や産業構造の変化に対応した教育を受ける機会の不足
 - ・職業に関する技術・技能と教科・科目の関連性が曖昧 等
- また、上記の区分にかかわらず、不登校、中退、発達障害等の障害のある者など特別な支援を必要とする生徒が存在しており、以下のような課題が見られる。

- ・義務教育段階での学習内容の定着不足
 - ・不登校・中退者等への対応が不十分
 - ・発達障害等の障害のある者への対応が不十分
- 等

5

3. 高等学校教育に期待されるもの

(後期中等教育段階における生徒の特性)

- 後期中等教育段階は、思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を展望し、自分は大
5 人の社会でどのように生きるかという課題に出会い、進学や就職といったそれぞれの
人生の岐路に立って、葛藤の中で将来を描いていく時期と言える。この間、生徒は、
「思想的（哲学的・精神的・心理的）な自立」を果たして、自他を尊重しつつ、自ら
の「観」を自己形成できるようになるとともに、「社会的（経済的・政治的・生活的）
な自立」を果たして、大人として社会的な貢献を自覚し、信用される行動がとれるよ
10 うに修養を重ねていくことが本来的には期待されている。

(高等学校の位置付け)

- 義務教育における普通教育は、全ての国民にとって共通に必要な資
質を養う教育であり、全ての児童生徒に共通した内容を教え、身に付けさせることを
15 目指すものである。これに対して、高等学校では、中学校までに比べて、生徒の興味
・関心がさらに多様化・具体化してくる。また、大学等への進学率が50%を超え、
専修学校・各種学校への進学率が約23%となっている一方、約16%の生徒は就職
していく状況にあるなど、生徒の進路が進学する者と就職する者に大きく分かれるこ
とから、求められる教育内容も多様なものとなる。

20

- これらを踏まえ、高等学校においては、中学校において行われる普通教育を基礎と
して、大学への進学や就職等にあたって必要とされる能力を身に付けさせる教育（高
度な普通教育）と職業への準備としての専門的な知識・技能を身に付けさせる専門教
育が行われる。

25

- このように高等学校には、義務教育を修了した生徒に対して、高等学校卒業後、直
ちに社会に出ることを念頭に置いて教育を行う一方、高等教育機関への進学に向けた
準備教育を行う役割が期待されている。

- 30 ○ 同時に、高等学校は、進学や就職といった生徒の進路にかかわらず、中学校卒業後
のほぼ全ての者に対して、社会で生きていくために必要となる能力を共通して身に付
けさせるとともに職業的自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機
関であるとの位置付けを再確認する必要がある。

- 35 ○ 一方で、生徒の学びの在り方は、生徒の興味・関心、能力・適性等により、異なっ
てくることや、生徒一人一人が置かれている環境に影響を受けることから、生徒一人
一人に応じて、できる限り幅広く柔軟な教育を実施する必要がある。

- このような観点から、今後の高等学校教育は、どの高等学校においても、生徒の自立に向けて、全ての生徒に最低限必要な能力を身に付けさせるとともに、生徒の適性や進路等に応じて必要となる資質・能力を身に付けさせることが期待される。特に生徒の適性や進路等に応じた課題に対応した教育を行うにあたっては、これからの時代が、経済を中心とするグローバル化や少子高齢化、情報化といった急激な社会の変化の中、労働市場や産業・就業構造の流動化などによって将来予測が困難になっていることを見据えて、各学校が地域の実情や生徒の希望や実態等を踏まえ、目標とする人間像を明確にした上で、それぞれの生徒の個性や能力を伸長させる教育を行うことが期待される。

4. 今後の施策の方向性

(基本的な考え方)

- 5 ○ 高等学校教育の振興に当たっては、全ての意志ある生徒が、その能力・適性、進路等に
5 等に応じた教育を安心して受けられ、学びを通じて、その能力・可能性を伸長させる
ことができるよう、高等学校教育を含む後期中等教育段階の学びの機会を与えられる
ようにすることが必要である。

ただし、このことは、いわゆる「義務教育化」を目指すものではないことを明らかに
するべきである。

10

- 具体的には、生徒一人一人が自らの進路を実現していくにあたって、高い学習意欲
を持ちながら、興味・関心等に基づく主体的な学習を行うことができるよう、それぞ
れの生徒の課題に対応した教育を実施することが求められる。

- 15 ○ 生徒の実態が多様である状況において、このような学びを可能にするためには、こ
れまで以上に、生徒一人一人の個に応じた教育を充実させるためのきめ細かい支援が
必要となる。

- 具体的には、学校の教職員による指導を充実させることはもとより、学校外の専門
20 人材を積極的に配置・活用することにより学習指導や教育相談を充実するなど、義務
教育と比べて国としての取組が限られている教育条件・教育環境の整備が不可欠であ
る。

- 加えて、現行の設置基準や学習指導要領などの高等学校教育制度が、高等学校が果
25 たす役割に照らして適切なものとなっているか、また、生徒の興味・関心、能力・適
性、進路等が極めて多様化している高等学校の現状に十分に対応しているかどうか検
証し、制度の改善を含めた検討を行うべきである。

ただし、その場合にも、拙速な制度変更に伴う混乱等を避けるため、十分に時間を
かけて行うべきである。

30

(修得すべき内容や修得状況の明確化)

- 高等学校は、小学校や中学校と異なり、授業時間数ではなく修得すべき単位数を示
し、その修得をもとに単位を認定することとされているが、単位認定されていても、
学校によっては、ともすれば履修させることに重点が置かれ、生徒に期待される資質
35 や能力等が十分に身に付いていない場合もあるとの指摘もある。

- 高等学校の現状を踏まえると、全ての生徒に最低限必要な能力を身に付けさせた上

で、在籍する生徒の能力・適性、進路等により、各学校の役割・機能が大きく異なっている実情を踏まえつつ、それぞれの学校ごとに、地域の実情や生徒の実態を踏まえた目標とする人間像及びそのために生徒が修得すべき内容を目標として明らかにし、その内容を確実に修得させることを通じて、個々人の次なるステップに向けてその能力等を高めることができるようにしていくことを基本とする必要がある。

- 5
- また、そのことを前提としつつ、各学校における学習内容の修得状況を明らかにする様々な仕組みを構築し、高等学校教育の質保証につなげていくことが必要である。
- 10
- なお、修得状況を明らかにするとともに、その状況に応じて単位認定についても厳格に行うこととなると中退者が増加するのではないかという懸念がある一方、単位認定を厳格に行うことは本来当然のことであり、生徒の修得状況に応じた教育をきめ細かに行うことによって学習意欲を喚起し、その学校が目指す水準まで確実に修得させていくことが必要であるとの指摘もあることを踏まえて検討を進める必要がある。

15

(全ての生徒が共通して身に付けるべきコアについて)

- 上記を前提とした場合、高等学校教育において全ての生徒に共通に最低限修得させるべきもの(=コア)について、どのように考えていくのか検討が必要である。
特に、全学校横断的なものとして位置付ける「コア」の在り方と、個々の学校が当該学校の特性に応じて定める修得すべき内容を、現行の学習指導要領における必修教科・科目との関係等も踏まえつつ、検討していくことが必要である。その際、高等学校に学ぶ生徒全員が未来の主権者であるという前提に立って、例えば、社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力^{*1}を育成する教育や社会の一員として参画し貢献する意識などの市民性を育む教育について考慮することが必要である。

25

(育成すべき資質・能力に応じた施策を講じることについて)

- 全ての生徒が共通して身に付けるべきコアに加えて、生徒の適性や希望、進路等に応じた課題に対応して、例えば、以下のような資質・能力を育むことが求められている。

30 【例】

- ・ 社会経済活動の基盤を担うために必要な資質・能力の育成
- ・ 専門的職業人に必要な資質・能力の育成
- ・ 社会においてリーダーシップを発揮し、また、グローバル社会において国際的に活

*1 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年1月)において示された力。具体的には、「基礎的・基本的な知識・技能」、「基礎的・汎用的能力」、「論理的思考力・創造力」、「意欲・態度及び価値観」、「専門的な知識・技能」を指す。

ィティ（自己同一性）の確立」、「進路・専門に結びつく個性・適性の模索」、「身体的・性的関心の強まり」、「人生観、職業観といった観の自己形成」という観点から、制度や教育課程、指導方法等において「自立」、「個性」に一層焦点を当てるように配慮する必要がある。

5

○ 不登校や高校中退などを経験した生徒への支援の在り方、発達障害を抱えた生徒等の特別な支援を必要とする生徒への特別な配慮についても検討が必要である。

○ 加えて、課題の解決及び高校教育の充実のためには、社会環境の変化に対応した教員10 員の資質・能力の向上が不可欠である。

○ なお、高等学校教育の改善・充実に係る施策の実施にあたっては、制度的仕組みを構築することにより対応すべきものもあれば、学校現場における取組を支援することにより対応すべきものもあり、目的に照らしどのような仕組みが最も効果的であるか15 を見極めて実施することが必要である。

○ これらの検討の過程において必要があれば、課程や学科の区分の在り方、学校外における学修の単位認定等の制度の在り方等についても検討することが必要である。その際、学習指導要領については、平成25年度から年次進行で実施される新高等学校20 学習指導要領の着実な実施を前提としつつ、必要に応じ、その在り方についても検討することが必要である。

5. 高等学校教育の質保証

(質保証に関する現状)

- 高等学校教育においては、学習指導要領において、基本的に、学ぶ内容が定められており、特に必修教科・科目は、全ての生徒が学ぶべき内容を定めている。
5

- 学習指導要領では、必修教科・科目をはじめとして、記載された内容について、求められる修得の程度まで示しているものではなく、学校が、学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、地域や生徒の実態に即して設定した教科・科目の目標や
10 内容に照らして評価を行うこととされており、単位の認定や卒業の認定は各学校の裁量に委ねられている。

- また、学習指導要領に基づき編集される高等学校の教科書についても、民間の創意工夫により、生徒の実態に即して多様化しており、各学校では、これらの教科書を活用して授業が展開されている。
15

- これらのことを踏まえ、各高等学校では、学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が、地域や生徒の実態に即して設定した当該教科・科目の目標や内容に照らして当該教科・科目の実現状況进行评估する「学習評価」と、自らの教育活動等
20 について、目指すべき目標を設定し、その達成状況等进行评估・公表し、適切な説明責任を果たす「学校評価」に取り組む必要がある。

- 特に、公立高等学校の授業料無償化及び就学支援金制度が創設され、社会全体の負担により、全ての生徒の学びが支えられることとなったことに伴い、高等学校教育の
25 成果が一層問われる状況となっている。

- しかしながら、これらの取組が必ずしも十分ではなく、本来求められている高等学校教育の質の保証に関する機能を十分に果たしていないため、結果として、生徒が高等学校の学習において何をどの程度修得したのかが見えにくくなっており、中には、
30 高等学校の学習成果として期待される資質や能力、態度を身に付けないまま卒業しているケースも見受けられる。

- とすれば、高等学校教育の成果が見えにくいゆえに、大学への進学実績でその成果进行评估する風潮が見られるが、高等学校教育において何をどの程度修得したのかと
35 いう成果を大学への進学実績という一側面で捉えるのは妥当とは言えない。

- これらのことが高等学校教育に対する社会からの不信感につながっており、質の保

証が求められる背景となっている。

(今後の質保証の考え方)

○ 上記を踏まえ、高等学校における教育の質の保証にあたっては、以下のような点について議論することが必要である。

① 高等学校においてどのような能力を身に付けさせるか。

ア) 全ての生徒に共通に修得を求めるコアとなる部分をどのように考えるか。

10

イ) コア以外の部分については、高等学校の多様な実態を踏まえると、全ての生徒に一律の内容を求めることは非現実的であり、学校教育法や学習指導要領を踏まえつつ、各学校が目標とする人間像に応じて考えることが基本ではないか。

15 ② 生徒の修得の到達目標を誰がどのように設定するか。

ア) 生徒全員が近い将来に主権者になるという考えに立つとき、そのような全ての生徒に共通するコアについての到達目標は国が設定することが考えられるが、それは指導内容として定めるか、身に付けるべき能力や態度として定めるか。教科
・科目との関係についてどう考えるか。

20

(コアとして考えられる例)

- ・社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力^{*1}
- ・社会の一員として参画し貢献する意識などの市民性

25 イ) 各学校が目標とする人間像に応じた多様な到達目標については、設置者又は各学校が設定することが考えられるか。また、この場合、国の役割をどう考えるか。

③ 到達目標に対する達成度をどのように把握するか。

- ・達成度を測る仕組みや指標の在り方をどう考えるか。設置者又は各学校が設定することが考えられるか。また、この場合、国の役割をどう考えるか。
- ・達成度を測る仕組みや指標としてどのようなものが考えられるか。

30

(例) ・各種検定試験の活用

- ・共通のテストの実施・活用
- ・到達目標を測るための様々な指標例の提示 等

*1 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年1月)において示された力。具体的には、「基礎的・基本的な知識・技能」、「基礎的・汎用的能力」、「論理的思考力・創造力」、「意欲・態度及び価値観」、「専門的な知識・技能」を指す。

④ 上記の点を踏まえた質を保証する仕組みをどのように構築するか。

(例) ・教育活動その他の学校運営全体の質を保証する仕組みとして、学校評価等の取組をどのように充実させるのか。(現在努力義務となっている保護者などの学校関係者による評価の実施及びその結果の公表について、制度上の位置付けを見直すことについてどう考えるか。)

5

・単位制と学年制についてどう考えるか。(現在、高等学校においては、単位制高等学校を除き、単位制と学年制が併用されているが、ほとんどの学校では学年制を重視した運用がされている。高等学校教育の質保証の観点から、単位制と学年制の併用の在り方について検討していくことも必要ではないか。) 等

10

6. 各種の振興方策（検討事項例）

以上を踏まえた具体的な振興方策については、

- 5
- ・国が制度的仕組み等を構築することにより実施する事項、学校の設置者又は各学校の判断の下に実施する事項、
 - ・速やかに実施する事項、今後、具体的な検討を行う事項、
- に分けて議論することが必要である。

このため、以下に記載した具体的な検討事項例について、上記2つの観点から、別紙のとおり整理しているところであり、これらについては今後検討を行う。

10

(1) 高等学校教育全体の振興のためには、例えば、次のようなことが考えられる。

① 質保証に関する取組

15 (ア) 近い将来主権者となる全ての生徒に共通に最低限修得させるべき内容(=コア)に関する指導の充実

- ・社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力^{*1}

(例)・教育課程にキャリア教育を行うための中核となる時間を明確に位置付ける(「産業社会と人間」又はそれに類する教科・科目等)

- ・「総合的な学習の時間」を活用する 等

20

- ・社会の一員として参画し貢献する意識などの市民性 等

(イ) 各学校における修得状況の明確化

- ・各学校の目標とする人間像に応じて修得すべき内容を明らかにし、その内容を修得させることを徹底し、それを前提として修得の状況を明らかにする様々な仕組み(学校評価や学習評価を充実する取組や各学校で客観的に修得の状況を把握するための多様な測定指標例の開発) 等

25

② 教育方法の改善・充実

- ・学校間連携の促進や生徒の進路に則した学校外の教育機関等との連携促進(大学等の上級教育機関や企業等との教育活動上の協力、ハローワークや地域若者サポートステーション等との協力)

30

- ・一斉講義型の授業に加えて、ICT等の活用による対話型・協働型・グループワークを取り入れた新たな学びを実施したり、地域の人材を活用したりするなどの授業の改善

- ・少子化時代に対応した教育課程の編成・指導体制の在り方(複数の学校群によ

*1 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年1月)において示された力。具体的には、「基礎的・基本的な知識・技能」、「基礎的・汎用的能力」、「論理的思考力・創造力」、「意欲・態度及び価値観」、「専門的な知識・技能」を指す。

るカリキュラムの提供、全日制課程における ICT を活用した遠隔教育の実施)

③ 教育内容に関する取組

・コアとして身に付けるべき能力と教科・科目の指導内容との関係や学習指導要領の在り方

- 5
- ・教科・科目の大綱化・グループ化など生徒の実態を踏まえた指導内容の改善
 - ・学習指導要領における各教科の科目ごとの標準単位数について、各学校において、生徒の実態を踏まえ、単位数を増加させるなど柔軟な扱いが可能であることを周知する 等

④ 指導力のある教員の育成と学校の組織運営体制の改善と充実

- 10
- ・21世紀を生き抜く力を育成する新たな学びや各学校の目標とする人間像に対応した指導力及び高等学校教育における諸課題に対応可能な力量を確実に身に付けるため、教員養成の修士レベル化や教育委員会と大学との連携・協働等による研修の充実をはじめ、教員の資質能力の総合的な向上方策の推進
 - ・教職員の負担を軽減し、校務の効率化等の推進や授業の改善等の教育内容・方法の充実に取り組むための研修の充実
 - ・所属教職員の人事異動にかかる校長の意見具申の尊重、校長裁量予算の導入、マネジメント力を身に付けるための管理職としての職能開発のシステム化の推進や校長在任期間の長期化等を通じ、思い切った学校運営を可能とするための管理職のマネジメント能力の向上
- 20
- ・理数系の人材や英語力のある人材等、様々な分野から適性のある優秀な人材の登用を促進する仕組みの構築
 - ・本人の適性や学校の特性に応じ、長期的な方針に基づく学校運営が可能となるような柔軟な人事配置 等

- 25
- (2) (1) のほか、2. で述べた課題を解決するため、各学校の目標とする人間像に応じて、生徒の実態を踏まえつつ、以下のような資質・能力を育成するための振興方策を推進することが必要である。

30

なお、各学校の目標とする人間像は、以下のいずれかに該当する場合もあれば、生徒の実態が多様であることを踏まえ、複数が組み合わせられている場合もあると考えられる。

● 社会経済活動の基盤を担うために必要な資質・能力の育成

【振興方策（例）】

- 35
- ・学習達成度の指標とするとともに指導内容を定着させるための高等学校卒業程度認定試験の問題等の活用。
 - ・普通科において、義務教育段階の学習内容の学び直しや職業教育を行うため、より柔軟な教育課程の編成を可能とするための制度の見直しや先進的な取組の推進。

(例) 学校設定教科・科目の在り方

● 専門的職業人に必要な資質・能力の育成

5 【振興方策（例）】

- ・社会のニーズと専門教科・科目のミスマッチを解消するための取組の実施。
- ・地域・産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験の導入、社会人講師の活用による職業教育の充実。
- ・職業に関する資格等の取得に必要な学習内容と教科・科目との関連性の可視化・
- 10 明確化を図る取組の充実。
- ・高等学校専攻科における学修の大学における単位認定制度の創設、大学への編入学の制度化。

● 社会においてリーダーシップを発揮し、また、グローバル社会において国際的に活躍するために必要な資質・能力の育成

15

【振興方策（例）】

- ・意欲と能力ある生徒に対して、大学等の協力により高度な内容の授業を受ける機会を提供するとともに、そこでの学習の成果を適切に評価するなど、高大連携の
- 20 推進。
- ・優れた才能や個性を有する生徒に対する学校内外活動の単位認定制度の拡大。
(例) 国際科学オリンピック、科学・技術の国際研究コンクールや科学の甲子園等における活動、国際バカロレア認定校における学修
- ・単位制をより重視することにより、高等学校段階において、厳格な成績評価の下
- 25 で通常の生徒よりも優れた成績で単位を修得した者について、早期の卒業を認める制度の創設。
- ・英語を使う機会の拡充、外国語教育に関し拠点となる学校の形成及びその成果の把握検証に基づく指導改善の実施。
- ・高校生の海外留学や国際的視野の涵養と留学機運の醸成に資する取組の促進。
- 30 一部を日本語で取得できるディプロマプログラムの開発を含む国際バカロレアの推進及びその趣旨を活かした指導方法等の開発。

● 自立して社会生活・職業生活を営むための基礎的な資質・能力の育成

35 【振興方策（例）】

- ・コアとなる内容により重点を置き、その内容を確実に身に付けさせる取組の充実。
- ・個々の生徒の状況に応じた生徒指導を行うための教員の資質向上やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門スタッフの充実。
- ・課題を抱える生徒を受け入れる学校と学校外の社会資源の連携。

- ・不登校の生徒を積極的に受け入れる学校の配置の促進。
 - ・多様な入学動機・学習歴を持つ生徒に対して、多様な形態の履修を提供している定時制・通信制課程の意義・役割の評価とそれにふさわしい教育環境の整備・充実。
- 5
- ・広域の通信制課程における教育の質の確保と情報通信技術の発達を踏まえた教育方法の充実。
 - ・特別支援教育支援員等の専門スタッフの充実。
 - ・発達障害に関する教職員に対する研修の充実。
 - ・専門性のある指導体制の確保・教員を補助する人員等の人的配置。・個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導。
- 10

7. 高等学校と大学との接続

- 高等学校卒業生の約5割は大学へ進学しているが、いわゆる大学全入時代において、多くの大学において大学入試の選抜機能が低下し、入試によって入学者の学力水準を担保することが困難になりつつあると指摘されている。さらに、高等学校の教育課程が弾力化しており、例えば、高等学校段階における基礎的な学習の達成度を判定するというセンター試験の複雑化は限界に近づいているとの指摘もある。

- 大学入試は、個々の大学において入学者を選抜するために各大学のアドミッション・ポリシーに基づいて実施されているものであるが、実態として、大学進学を希望する生徒が多い高等学校の教育に少なからず影響を与えていることは否めない。このため、高等学校における授業の改善も含めた高等学校と大学との接続の観点からも、高等学校における質保証に係る検討と併せて、大学進学者の意欲や能力、適性等の多面的、総合的な評価に基づく大学入試の在り方について、別途高等学校及び大学関係者による検討が必要である。

各種の振興方策（検討事項例）

		速やかに実施する事項		今後、具体的検討を行う事項
(1) 高等学校教育全体の振興	① 質保証に関する取組	(ア) 近い将来主権者となる全ての生徒に共通に最低修得させるべき内容(=コア)に関する指導の充実	国において実施する事項	学校の設置者又は各学校の判断の下に実施する事項
			<ul style="list-style-type: none"> ・社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力 (例)・教育課程にキャリア教育を行うための中核となる時間を明確に位置付ける(「産業社会と人間」又はそれに類する教科・科目等) ・「総合的な学習の時間」を活用する 等 ・社会の一員として参画し貢献する意識などの市民性 	
	(イ) 各学校における修得状況の明確化		・学校ごとに修得すべき内容を明らかにし、その内容を修得させることを徹底する	・各学校の目標とする人間像に応じて修得すべき内容を明らかにし、その内容を修得させることを徹底し、それを前提として修得の状況を明らかにする様々な仕組み(学校評価や学習評価を充実する取組や各学校で客観的に修得の状況を把握するための多様な測定指標例の開発)
	②教育方法の改善・充実		・学校間連携の促進や生徒の進路に則した学校外の教育機関等との連携促進(大学等の上級教育機関や企業等との教育活動上の協力、ハ	・少子化時代に対応した教育課程の編成・指導体制の在り方(複数の学校群によるカリキュラムの提供、全日制課程における ICT を活用した遠隔教育の実施)

		<p>ローワークや地域若者サポートステーション等との協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一斉講義型の授業に加えて、ICT等の活用による対話型・協働型・グループワークを取り入れた新たな学びを実施したり、地域の人材を活用したりするなどの授業の改善 	
<p>③教育内容に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領における各教科の科目ごとの標準単位数について、各学校において、生徒の実態を踏まえ、単位数を増加させるなど柔軟な扱いが可能であることを周知する 		<ul style="list-style-type: none"> コアとして身に付けるべき能力と教科・科目の指導内容との関係や学習指導要領の在り方 教科・科目の大綱化・グループ化など生徒の実態を踏まえた指導内容の改善
<p>④指導力のある教員の育成と学校の組織運営体制の改善と充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の負担を軽減し、校務の効率化等の推進や授業の改善等の教育内容・方法の充実に取り組むための研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 所属教職員の人事異動にかかる校長の意見具申の尊重、校長裁量予算の導入 本人の適性或学校の特性に応じ、長期的な方針に基づく学校運営が可能となるような柔軟な人事配置 	<ul style="list-style-type: none"> 21世紀を生き抜く力を育成する新たな学びや各学校の目標とする人間像に対応した指導力及び高等学校教育における諸課題に対応可能な力量を確実に身に付けるため、教員養成の修士レベル化や教育委員会と大学との連携・協働等による研修の充実をはじめ、教員の資質能力の総合的な向上方策の推進 マネジメント力を身に付けるための管理職としての職能開発のシステム化の推進や校長在任期間の長期化等を通じ、思い切った学校運営を可能とするための管理職のマネジメント能力の向上 理数系の人材や英語力のある人材等、様々な分野から適性のある優秀な人材の登用を促進する仕組みの構築

各種の振興方策（検討事項例）

		速やかに実施する事項		今後、具体的検討を行う事項
(2) 各学校の目標とする人間像に応じた振興方策	①社会経済活動の基盤を担うために必要な資質・能力の育成	国において実施する事項	学校の設置者又は各学校の判断の下に実施する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・普通科において、義務教育段階の学習内容の学び直しや職業教育を行うため、より柔軟な教育課程の編成を可能とするための制度の見直しや先進的な取組の推進 (例) 学校設定教科・科目の在り方
			<ul style="list-style-type: none"> ・学習達成度の指標とするとともに指導内容を定着させるための高等学校卒業程度認定試験の問題等の活用 ・普通科において、義務教育段階の学習内容の学び直しや職業教育を行うため、より柔軟な教育課程の編成・実施 	
	②専門的職業人に必要な資質・能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・社会のニーズと専門教科・科目のミスマッチを解消するための取組の実施 ・地域・産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験の導入、社会人講師の活用による職業教育の充実 ・職業に関する資格等の取得に必要な学習内容と教科・科目との関連性の可視化・明確化を図る取組の充実 		<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校専攻科における学修の大学における単位認定制度の創設、大学への編入学の制度化
	③社会においてリーダーシップを発揮し、また、グローバル社会において国際的に活躍するために必要な資質・能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・意欲と能力ある生徒に対して、大学等の協力により高度な内容の授業を受ける機会を提供するとともに、そこでの学習の成果を適切に評価するなど、高大連携の推進 ・英語を使う機会の拡充、外国語教育に関し拠点となる学校の形成及びその成果の把握検証に基づく指導改善の実施 ・高校生の海外留学や国際的視野の涵養と留学機運の醸成に資する取組の促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・優れた才能や個性を有する生徒に対する学校内外活動の単位認定制度の拡大 (例) 国際科学オリンピック、科学・技術の国際研究コンクールや科学の甲子園等における活動、国際バカロレア認定校における学修 ・単位制をより重視することにより、高等学校段階において、厳格な成績評価の下で通常の生徒よりも優れた成績で単位を修得した者について、早期の卒業を認める制度の創設 ・一部を日本語で取得できるディプロマプログラムの開発を含む国際バカロレアの推進及びその趣旨を活かした指導方法等の開発
④自立して社会生活を営むための基礎的	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の生徒の状況に応じた生徒指導を行うための教員の資質向上やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門スタッフの充実 		<ul style="list-style-type: none"> ・コアとなる内容により重点を置き、その内容を確実に身に付けさせる取組の充実 	

<p>な資質・能力 の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を抱える生徒を受け入れる学校と学校外の社会資源の連携 ・不登校の生徒を積極的に受け入れる学校の配置の促進 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な入学動機・学習歴を持つ生徒に対して、多様な形態の履修を提供している定時制・通信制課程の意義・役割の評価とそれにふさわしい教育環境の整備・充実 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・広域の通信制課程における教育の質の確保と情報通信技術の発達を踏まえた教育方法の充実 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育支援員等の専門スタッフの充実 ・発達障害に関する教職員に対する研修の充実 ・専門性のある指導体制の確保・教員を補助する人員等の人的配置 ・個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導 	
-----------------------	--	--

初等中等教育分科会における部会の設置について

平成十三年四月十九日
初等中等教育分科会
平成十五年五月二十六日改正
平成十五年十月十六日改正
平成二十三年九月六日改正

中央教育審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十号）第六条、中央教育審議会運営規則（平成二十三年二月十五日中央教育審議会決定）第四条及び初等中等教育分科会運営規則（平成二十三年二月二十八日初等中等教育分科会決定）第二条に基づき、初等中等教育分科会に次の部会を設置する。

1 教育課程部会

（所掌事務）

初等中等教育の教育課程に関する重要事項を調査審議すること。

2 教員養成部会

（所掌事務）

- ① 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項を調査審議すること。
- ② 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基づき中央教育審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

3 教育行財政部会

（所掌事務）

初等中等教育の教育行財政及び制度に関する重要事項を調査審議すること。

4 幼児教育部会

（所掌事務）

幼児教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。

5 高等学校教育部会

（所掌事務）

高等学校教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。

中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会委員名簿

(50音順 敬称略)

(計 22 名)

(◎ : 部会長、○ : 部会長代理)

委員	○ 安彦 忠彦	神奈川県特別招聘教授
	安西 祐一郎	独立行政法人日本学術振興会理事長
	◎ 小川 正人	放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授
	金子 元久	筑波大学大学研究センター教授
	北城 恪太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社相談役、公益社団法人経済同友会終身幹事、学校法人国際基督教大学理事長
臨時委員	相川 順子	一般社団法人全国高等学校PTA連合会会長、青森県高等学校PTA連合会会長
	荒瀬 克己	京都市教育委員会教育企画監
	及川 良一	東京都立三田高等学校長、全国高等学校長協会会長
	川嶋 太津夫	神戸大学大学教育推進機構教授
	長南 博昭	山形県教育委員会委員長
専門委員	アキレス 美知子	株式会社資生堂執行役員
	伊藤 俊典	東京都港区立赤坂中学校長
	上野 信雄	千葉大学大学院融合科学研究科教授
	加藤 栄作	公益社団法人日本青年会議所グローバルリーダー創造会議議長
	小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
	小林 薫	東京都立田無工業高等学校非常勤教員、前東京都立北豊島工業高等学校長
	直原 裕	東京都教育庁都立学校教育部長
	長塚 篤夫	順天中学校・高等学校長、日本私立中学高等学校連合会常任理事
	野上 武利	社団法人埼玉県経営者協会シニアアドバイザー、ものづくり大学監事
	眞砂 和典	関西学院千里国際中等部・高等部校長
	渡邊 洋一	埼玉県立進修館高等学校教諭、前埼玉県立大宮中央高等学校長
	和田 孫博	灘中学校・灘高等学校長

(平成 24 年 6 月 18 日現在)